2014年2月25日

**神奈川県森林審議会会長**

**宮林　茂幸　様**

NPO法人　神奈川県自然保護協会

理事長　　藤崎英輔

**秦野市に計画中の大規模霊園に関わる要請書**

　2014年2月13日の神奈川県森林審議会に諮問された標記霊園計画は、新聞報道によれば出席委員の半数近くから反対の意見があり、付帯事項を添えるという極めて異例の判断をされたとのことです。

本計画には、反対された多くの委員と同様本会も強く反対します。

しかしながら、本件について条件付きといえども森林審議会が許可の答申をされると決定された上は、今後付ける付帯条件について、以下のことにご留意のうえお取りはからいくださるよう強く要請いたします。

本計画地域は、大磯丘陵のなかでも自然度が高く核心的な場所です。

この地域は、1990年3月に本答申に係わる許可権者の神奈川県自らが出した「神奈川県地域環境評価書　大磯丘陵地域」で、「頭高山と共に大磯丘陵の5大自然緑地に位置づけられ、最大級の二次林の広がりが極めて良好な自然緑地の形態を示すものと評価される」とし、最高級のランク、Ａ１としています。

　神奈川県は首都圏にあって、早くから事業用地や住宅用地としての開発圧が強く、現在残されている良好な緑地は公有地私有地を問わず公共的に重要なものとしてとらえるべきです。大磯丘陵についても虫食い状開発が進んでおり、ここにおける核心的な緑地を失うことは、森林法10条の2、第2項第3号にいう「地域における環境を著しく悪化させる恐れ」があります。

このような認識があったからこそ、計画地は「里地里山保全再生モデル地区」として環境省の選定も受けています。

　緑地は、植物が豊かと言うだけではありません。緑が豊かであれば健全な生態系が存在し、そこでは土、植物、動物相互が有機的な関係で結ばれていることは言うまでもありません。

　日本国は生物多様性条約に加盟し、生物多様性の保全を進める事を国際的に約束しています。そのために作られた生物多様性基本法25条で「国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業」について、「計画立案の段階から事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮する」ものとし、27条では地方公共団体にもこれに準じるよう求めています。

　同じ自然を対象としている故に森林法で扱う事項といえども、生物多様性基本法の趣旨を反映させた運用を図ることが真に法の目的に沿うものと考えます。

生物多様性保全に関して、例えば蝶のオオムラサキの幼虫はエノキの葉を食べますが自然状態では何本ものエノキがあっても成虫が卵を産む木は限られているといいます。開発するために移植すれば解決ということにはなりません。

また植物について、カンアオイの仲間は、その種子を根元に埋まるように落とすため、極めて分布拡大の速度が遅く、そのため地域毎に独自な種分化が進んでいることで知られています。本件開発予定地にあるものについて植物研究者によれば、まだ研究が尽くされておらず、疑問の種があるということを聞いています。

以上は例を挙げたのみで、計画地のごとく良好な自然環境が残されてきたところには微妙な条件の下に生息、生育する希少種が存在し、調べれば更に多くの知見発見の可能性があります。無思慮に開発すればそれらが人知れず消え緑地の価値を貶めることになります。

以上のことから、本件開発許可に当たって付帯事項を付けられる時には生物多様性基本法25条に言う、「その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずる」としている主旨を踏まえ、更に「調査、予測又は評価」にあたっては、開発業者に任せず信頼の置ける第三者とすることを要請します。

＊　本件に関わる連絡は下記宛にお願いいたします。

ＮＰＯ法人神奈川県自然保護協会　事務局　青砥航次

〒243-0816　厚木市林5-15-10　電話046-222-2356

Ｅメール　nacs-kana-office01@eco-kana.org